天童市告示第１４８号

条件付一般競争入札の公告

次のように条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び天童市契約に関する規則（平成 9 年市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき公告する。

令和８年１０月３０日

天童市長　新　関　　茂

記

１　入札に付する事項

（１）名称

公用車の売却

（２）売却する物品の概要

売却物品	登録年月	走行距離	排気量（cc）	一時抹消登録状況	最低売却価格(円)	入札保証金（円）	備考
トヨタ　コースター	平成 14 年 3 月登録	288,476km 令和 8 年 10 月 23 日現在	4,160	一時抹消登録未済	50,000 円	5,000 円	バス

※最低売却価格には、消費税、地方消費税及びリサイクル料金預託金を含みます。

※自動車の名義変更に要する費用は、別途落札者が負担するものとする。

※売却する物品の詳細は、令和 8 年 10 月 30 日(金)午後 1 時以降に、KSI 官公庁オークション天童市トップページを参照のこと。(https://kankocho.jp/gov/6066160251/?p=as)

２　入札参加者の資格及び条件

本入札の参加資格者となることができるのは、個人又は法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

（１）公有財産売却の参加仮申し込みの時点で、未成年者

（２）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（３）破産手続開始の決定を受けて復権を有しない者

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条第 1 項各号に掲げる者

（５）天童市に対し納税義務があり、市税を滞納している者

（６）日本語を完全に理解できない者

（７）天童市が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び KSI 官公庁オークション利用規約、ガイドラインの内容を承諾せず遵守できない者

（８）公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

３　入札参加申込みの方法

（１）仮申込み

入札に参加しようとする者は、令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 1 時から令和 8 年 11 月 17 日(火)午後 2 時まで紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット上で運用する公有財産売却システム（以下、「システム」という。）により、参加の仮申込み手続きを行うこと。

（２）本申込み

本申込みの書類提出や手続きは不要です。

天童市において、システムに登録された仮申込内容及び入札保証金の納付確認後、本申込登録を行う。なお、システム上で仮申込み手続きをしていない者は、入札に参加することができない。

４　入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、「３ 入札参加申込みの方法」の手続きと共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

（１） 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカード（デビットカードは除く）による納付のみとする。システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカード（デビットカードは除く）にて納付すること。

（２） 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売払い代金に充当する。

（３） 入札保証金の引き落とし

落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。

（４） 落札者が、天童市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は天童市に帰属する。

５　入札物品の公開

（１）申込

物品の確認を希望する者は、令和 8 年 11 月 18 日(水)正午まで、財政課管財車両係へ電子メールにて事前申込すること。なお、電話での問い合わせは受け付けない。また、試乗（運転）はできないので留意すること。

（２）場所

入札物品の公開場所の詳細は、令和 8 年 10 月 30 日(水)午後 1 時以降に、KSI 官公庁オークション天童市出品ページの基本情報「引渡時保管場所」を参照のこと

（https://kankocho.jp/gov/6066160251/?p=as）

６　入札期間及び場所

（１）入札期間

令和 8 年 12 月 1 日(火)午後 1 時から令和 8 年 12 月 8 日(火)午後 1 時まで。

（２）場所

システム上。なお、入札は、一度しか行うことができない。一度行った入札は、取り消しや金額の変更はできない。

7　開札及び落札者の決定方法

（1） 令和 8 年 12 月 8 日（水）午後 1 時以降に、システム上で開札する。

（2） 予定価格以上で、かつ最高価格で入札した者を落札者とする。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

（3） 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

（4） 入札物件ごとに落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号及び売却決定金額を売却システム上一定期間公開する。

8　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（天童市インターネット公有財産売却システムガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

9　契約締結及び売却代金の納入

（1）落札者の入札参加資格要件を審査し、当該条件を満たしていることが確認できた場合に、落札者を買受人として契約を締結する。

（2）落札者は、令和 8 年 12 月 9 日(木)午後 5 時までに次の書類の内【様式１】【様式２】を財政課管財車両係へ FAX 又は電子メールで提出し、追って【様式１】【様式２】を含めた提出書類全部を持参又は郵送すること。申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札者の負担とする。

①法人の場合

	必　要　書　類
ア	【様式１】条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（兼確約書）
イ	【様式２】暴力団排除に関する誓約書（裏面の役員名簿も記載すること）
ウ	代表者印の印鑑証明書 （発行日から３か月以内のもの）
エ	現在事項証明書 （発行日から３か月以内のもの）※法務局発行のもの

②個人の場合

	必　要　書　類
ア	【様式１】条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（兼確約書）
イ	【様式２】暴力団排除に関する誓約書
ウ	実印の印鑑登録証明書 （発行日から３か月以内のもの）
エ	住民票 （発行日から３か月以内のもの） ※入札参加申込み時点の住所地の市区町村発行のもの ※外国籍の者は、国籍等並びに、在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び、在留カードの番号又は、特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるもの

（3）天童市から契約書を送付するので、落札者は必要事項を記入、押印の上（２部作成）次の書類を添付して令和 8 年 12 月 22 日(水)午後 2 時 30 分まで届くように財政課へ持参又は郵送すること。申請

書等の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

①法人の場合

	必　要　書　類
ア	天童市に対し納税義務がある場合、納税証明書又は滞納がない証明書（確定申告期限が過ぎた直近年度分）（発行日から３か月以内のもの）
イ	【様式３】委任状（契約） ※代理人による手続をする場合。

②個人の場合

	必　要　書　類
ア	本籍地の市区町村で発行した身分証明書　（発行日から３か月以内のもの） ※日本国籍の者のみ必要
イ	登記されていないことの証明書　（国籍が記入された発行日から３か月以内のもの） ※外国籍の者のみ必要。 ※東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の 戸籍課で発行
ウ	天童市に対し納税義務がある場合、納税証明書又は滞納がない証明書（確定申告期限が過ぎた直近年度分）　（発行日から３か月以内のもの）
エ	【様式３】委任状（契約） ※代理人による手続をする場合。

（４）売却代金は、消費税、地方消費税及びリサイクル料金預託金（車両のみ）を含む金額とする。
（５）売却代金の納入義務者は、落札者に限る。
（６）売却代金は、令和 8 年 12 月 22 日（火）午後 2 時 30 分までに、下記の方法のいずれかで納入すること。(振込手数料等は落札者負担)。
なお、納入金額は、売却代金から契約保証金を控除した金額となる。
ア. 天童市が用意する納付書による納付
イ. 天童市が指定する口座への納付
ウ. 現金を天童市へ直接持参
（７）納期限まで売却代金の納入がされない場合、この契約は無効とする。
（８）売却代金の納入がなされても、理由もなく引渡し期限まで物品の搬出がなされない場合、この契約は無効とする。この場合、原則として売却代金の返金は行わない。

１０　所有権の移転及び名義変更
（１）売買物件の所有権は、落札者が売却代金を完納した時に移転するものとする。
（２）売却代金完納後の売買物件の引渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。また、緊急車両として公道を走る場合、改造・手続きが必要になる可能性があるが、一切の費用は落札者の負担とする。
（３）落札者に天童市より「譲渡証明書」等の所有権変更手続きに必要な書類を送付するので、落札者への所有者変更手続きを行うこと。

１１　物品の引渡し

（１）期限

物品の引渡し期間は、売買代金完納後から令和 9 年 2 月 26 日(木)までとする。物品引渡しの時間は閉庁日を除く午前 9 時から午後 4 時までとするので、希望の日時を財政課管財車両係に連絡すること（調整する場合あり)。

（２）場所

物品の引き渡し場所の詳細は、令和 8 年 10 月 30 日(金）午後 1 時以降に、KSI 官公庁オークション天童市出品ページの基本情報「引渡時保管場所」を参照のこと。

（https://kankocho.jp/gov/6066160251/?p=as）

（３）手続き等

①物品の引き渡しは、売却代金の納入を確認した後とするので、次の書面を持参すること。

ア 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民票など住所及び氏名を確認できるの）

イ 天童市から落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

ウ 売却代金の納入を証するもの

※代理人が引渡しを受ける場合は、代理人の本人確認書類（上記ア）を持参すること。

※なお、代理人が引渡しを受ける場合は、別途「委任状（物品受領)」【様式５】が必要になるので留意すること。

②引渡し完了後、「物品受領書」【様式４】を記入し、財政課管財車両係に提出すること。

③物品の引き渡し後、「天童市」等の表示や個別に指定されている部分等を消去し、写真を財政課管財車両係に提出すること。詳細は、令和 8 年 10 月 30 日(金)午後 1 時以降に、KSI 官公庁オークション天童市出品ページの「引き渡し条件」を参照のこと。

名義変更後、14 日以内に変更したことを確認できる書類等を天童市に提出すること。

（https://kankocho.jp/gov/6066160251/?p=as）

④物品の引渡し方法は現状渡しとし、天童市は契約不適合責任を負わない。

１２　問い合わせ先

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目 1 番 1 号

天童市総務部財政課管財車両係

電 話 023-654-1111（内線 343・344）

ＦＡＸ 023-653-0704

メール zaisei@city.tendo.yamagata.jp